

契約条項（委託単価）

（総則）

第1条 乙は、この契約書に基づき、仕様書・内訳書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（再委託の禁止）

第2条 乙は、上記契約に関する一切を担当し、これを第三者に委託することはできない。

ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。

ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（検査）

第4条 乙は甲の定めた検査に合格しなければならない。甲は契約終了後又は中間検査を必要とする場合には随時検査を行うことができる。この検査に要する費用はすべて乙の負担とする。

2 前項の検査は契約終了の日から10日以内に行う。乙は甲の指定する日時及び場所で検査に立ち会わなければならない。乙は、検査に立ち会わなかったときには、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（乙の解除権）

第5条 乙は、天災事変その他やむを得ない事由により義務を履行できないときは、書面をもって甲に申し出るものとする。この場合において、甲はやむを得ないものと認めたときは、その申出を承認することがある。

2 前項の場合において、この契約に関して必要となる金額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（契約代金の支払）

第6条 甲は、乙の請求を受けた日から30日以内に当該請求金額を支払わなくてはならない。

2 乙は、表記単価に確定数量を乗じて得た額に、

消費税法に規定する消費税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た額を加算した額を甲に請求する。ただし、乙が免税業者又は供給物件が内税若しくは非課税品目の場合の請求額は、表記単価に確定数量を乗じて得た額とする。

（遅延違約金）

第7条 乙は、期間内に仕様どおり契約を履行しないときは、遅延日数に応じ、契約時に定めた業務の予定数量に契約単価を乗じて契約金額に年あたり政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(年当たりの場合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を違約金として、甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金徴収日数の計算は検査に要した日数は算入しない。

（一般的損害等）

第8条 乙は従事員の行為について一切の責任を負うものとし、乙が作業実施中に甲及び第三者に損害を与えた場合には、乙は損害賠償の責を負うものとする。

（契約不適合責任）

第9条 この契約において目的物の引渡しがある場合、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合、甲は乙に対し、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の規定における請求は、物件の引き渡し後又は契約期間終了後、1年以内でなければ行うことができない。

ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失による場合は、この限りではない。

3 第1項の契約不適合により甲に損害を与え

た場合には、乙は損害賠償の責を負うものとする。

(甲の解除権)

第 1 0 条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

なお、履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき、この契約の履行に当たり法令に違反したとき又は暴力団等排除に関する特約条項若しくは談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項によりこの契約を解除するときにおいては、催告を要しないものとする。

(1) 期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められたとき。

(2) 契約履行の着手を延ばしたとき。

(3) 正当な理由なく、第 9 条の履行の追完がなされないとき。

(4) 前 3 号のほか、乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定に基づき契約を解除したときは、契約時に定めた業務の予定数量に契約単価を乗じて得た金額の 1 0 分の 1 の額を、乙は甲に支払わなければならない。ただし、甲が認めたときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第 1 1 条 乙は、この契約によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(費用負担)

第 1 2 条 この契約の履行に要する費用は、すべて乙の負担とし、特に必要が生じたときは、甲乙協議して決定する。

(原状回復)

第 1 3 条 乙は、この契約期間満了又は契約解除若しくは契約終了の場合には、直ちにその責任

と負担において乙の所有物を撤去し、原状に復した後、無条件で設備を甲に明け渡さなければならない。

(契約内容の変更等)

第 1 4 条 甲又は乙は、必要があると認めたときは、双方協議の上、この契約の全部若しくは一部の変更又は履行の中止をすることができる。

(疑義の決定等)

第 1 5 条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書の各条項若しくは仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

上記のとおり契約するに当たり、その証として本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印して甲乙各 1 通を保管する。

以 上